

別表第 1（第 3 条関係）

補助事業者	補助要件	補助対象経費	補助対象経費※1 の内訳	補助率及び補助限度額
食品加工事業者、地域団体・グループ	- 補助事業を行う市内の施設で営業を行う者が、食品衛生法に基づく営業許可業種（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業）を営む事業者であること。 ※食品衛生法施行（令和 3 年 6 月 1 日）以降、新たに営業を開始する事業者を除く。 - 高知県食品衛生法施行条例（平成 12 年高知県条例第 10 号。以下「県条例」という。）第 4 条に定める基準を満たすための事業であること。 - 事業完了日までに補助申請に係る営業許可を取得すること。 - 事業完了日から 3 年間、製造販売が維持できること。	建物の建築・改修、構造物の整備・改修に要する経費	県条例の第 4 条に定める基準を満たすために必要な建物の建築・改修、構造物の整備・改修に要する経費	- 補助率 3 分の 2 以内 - 補助限度額 個別施設※2 1,000 千円／件 共同施設※3 1,000 千円／件 （下限 100 千円／件）
		機器等導入費	県条例第 4 条に定める基準を満たすために必要な機器等の導入に要する経費（消耗品及び原材料を含む）	

※1 消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

※2 個別施設とは、個人や法人が自らの事業のために利用する施設とする。

※3 共同施設とは、地域団体・グループ等が利用する施設とする。